

京都市告示第 252 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 6 月 20 日

京都市長 榎 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂緯35号線	北区上賀茂壱町口町29番地地先から同町77番地地先まで	告示の日
壬生経32号線	中京区壬生松原町67番地の34地先から同町1番地の5地先まで	〃
壬生経34号線	中京区壬生松原町1番地の46地先から同町28番地の13地先まで	〃
上鳥羽5号線	南区上鳥羽卯ノ花1番地の1地先から同区上鳥羽火打形町1番地の3地先まで	〃
竹田経37の1号線	伏見区竹田中島町137番地の1地先から同区竹田真幡木町28番地の1地先まで	〃
竹田経40の1号線	伏見区竹田向代町川町41番地の2地先から同町40番地の3地先まで	〃

(建設局道路部道路明示課)